

議論の視点（案）

（背景等）

- 障害（補償）等給付請求書に添付して提出する診断書について、被災労働者の残存障害の詳細が記載されるべきであるところ、部位ごとの記載欄もなく、関節可動域の測定結果を除き、検査結果等を記載する欄も設けられていない。
- 結果として、被災労働者の残存障害の詳細を把握するため、主治医に意見を求めたり、被災労働者に追加で障害の詳細を確認するための面談等の調査を行うことによる、被災労働者、主治医等の負担が発生するとともに、残存障害の的確な把握を早期に実施できないことによる処理遅延を招くおそれがある。

（論点）

- 上記を踏まえ、障害（補償）等給付請求書に添付する診断書について、別紙案のとおり見直してはどうか。また、別紙案に不備、不足等の問題はないか。
- 障害（補償）等給付請求書に添付する診断書以外の診断書及び意見書様式について、修正等が必要なものはないか。